

史料紹介

本所所蔵「姉小路宮初度御院参記等」

『門葉記』のうちに について

山 家 浩 樹

昨年度、本所が購入した、「姉小路宮初度御院参記」と題する卷子に検討を加えたところ、『門葉記』の「雑決四(あるいは三)」の原本である可能性の高いことが判明した。検討はまだまだ充分でないけれども、本史料の性格がより明らかになることを願ひ、現段階での知見を公表して、大方のご教示を仰ぎたいと思う。

註 本史料は、筑波書店『古書目録』三九号に、高倉家の史料とともに掲載され、「高倉家伝来と伝える」と記されている。

一 形状など

本紙三紙からなる卷子。一紙の大きさは、縦三二・五センチ、横五一・〇センチほどである。本紙には、表裏に記事があり、各々の、独立した内容で、双方とも端裏の部分に、本文と同筆で、表題ともいうべきものを記している。表と裏は別筆ではないかと思われる。表紙の見返しに、「正保二仲春修覆了」と墨書されており、正保二年(一六四五)二月、現在の装丁になったことが知られる。軸は木製、また表紙には外題があり、おおぶりの文字で「姉小路宮初度御院参記 大乘院宮真跡 青四」と、直接に墨書されている。

本紙をよく観察すると、虫食い穴を補修するとき、表と裏の間に紙を挟んでいるのに気付く。表と裏とで、虫食い穴の形は一致するので、本来、一紙であったものを、修補のときに、二枚に割り、間に紙をはさんで再び貼り合わせたのであろう。間紙は、個々の虫食い部分だけではなく、本紙の全体にあり、本紙のおの真中ほどに、薄い表・裏の紙を通して、間紙の継目が確認される。表と裏で、虫食い穴の位置や、裏まで通った墨のあとが、ずれてしまっている部分もあるけれども、斜いで貼り合わせるのももちろん高度な技術であり、修補のとき(正保の修補とみて大過なからう)に、この一巻の表裏ともに大切にされたことをよく物語っている。また、間紙もともに食べられた虫食いも多く、修補の後にも虫損は進んでいる。

ごく最近に作成された木箱に収められている。

二 内容

① 表 姉小路宮初度御院参記

端裏に「□小路宮初度御院参記」とある。姉小路宮は、良助法親王、龜山天皇の皇子で、弘安二年(一二七九)十一月に、十二歳で青蓮院尊助法親王に入室、出家し、のち天台座主、青蓮院門跡となっている(『華頂要略』門主伝 『大日本仏教全書』所収)。本史料の冒頭は、「□□□年四月二十六日……」と欠損があるため、記事の年次が明確でないが、『華頂要略』門主伝の良助の項から、入室の翌年、弘安三年と判明する。出家ののち、はじめて父親である龜山上皇のもとに参じたときの記録で、供奉人の内訳やその衣装をはじめ、さまざまな内容を含んでいる。うち注目されるのは、はじめに、龜山上皇らの母で、良助には祖母にあたる大宮院姑子を、その居所常盤井殿を訪ねていること、そして、次に父龜山院を靡殿を訪ねているが、靡殿の注記に「此間為三仙洞」とある

ことであろう。麿殿は、龜山上皇の女御である新陽明門院位子には母に
あたり、関白近衛基平の室である、大北政所の居所で、この月の二十日
から、大北政所の逆修供養が行なわれている。『兼仲卿記』をみると、
五月十四日に龜山上皇の沙汰で曼陀羅供が行なわれ、また、五月一日
条に、「上皇毎日有御聴聞」とみえるなど、逆修供養に龜山上皇が臨
席している様が知られるが、この史料から、上皇が麿殿にとどまって居
所にしていることがわかる。龜山上皇の居所は、弘安初年は万里小路
殿、ついでこの頃は常盤井殿と思われ、逆修の間だけの一時の居所であ
ろう。

② 裏 市河宮曼陀羅供御導師御參勤記

端裏に「法事曼陀羅供御導師御參勤記」とある。市河宮は、慈助法親
王。後嵯峨天皇の皇子で、弘長元年（一二六一）に、八歳で青蓮院尊助
法親王に入室し、正応二年（一二八九）には天台座主となっている（『華
頂要略』門主伝）。翌年の正応三年二月十一日、後深草上皇は落飾する
が、本史料は、その月の二十九日に、後深草法皇の逆修供養のため、龜
山殿で、慈助法親王を導師として行なわれた曼陀羅供の記録であり、表
と同じく、供奉人をはじめとする行粧について詳しく記す。ほぼ同文の
記録は、『門葉記』の「勤行八」にも引用される。両者を比較すると、
勤行収録のものは「御導師市河宮^{于時}御勤仕」、「昨日^{二十}」と表記するのに対
し、本史料は、「御導師市河宮^{于時}御勤仕」、「同二十八日」とあって、勤
行収録のものの方が、同時代の記録という性格が強い。また、勤行収録
のものは、最後に讚衆の交名を載せる点でも異なっている。なお、『華
頂要略』門主伝 尊助の項によると、後深草上皇の出家にあたり戒師を
勤めた尊助も、同じ日に常盤井殿で、曼陀羅供の導師を勤めている。
『実躬卿記』は、ただ「今日曼陀羅供也」などと記すのみである。

三 『門葉記』について

『門葉記』は、十四世紀前半、尊円法親王が、青蓮院に関連する記録
類を書写し、集積した史料であるが、本来の姿はあまり明らかでない。
原本、およびまとまった写本などについて、おおよその整理をしよう。

① 原本

現在、青蓮院に、百二十二巻の原本が伝存し、重要文化財に指定され
ている。尊円法親王の自筆を含めて、ほとんどが南北朝期の書写本であ
る。東京大学史料編纂所に写真帖が架蔵されている。このほか、「雑決
一」の原本にあたると思われる『青蓮院寺領目録』が、奈良国立博物館
に保管されており、史料編纂所に写真帖が架蔵される（註参照）。

② 文化年間の写本

文化年間、青蓮院尊真法親王の命により、新写された冊子本で、青蓮
院に現存する。このとき増補された部分もあり、『大正新修大蔵経』図
像一二 六八六頁に翻刻された、写本目録で概要が知られる（『華頂要
略附録』三七の「門葉記総目」もほぼ同内容、史料編纂所架蔵写本）
ほか、次に述べる③④から、おおよその姿を類推することができる。こ
の写本にみえて、青蓮院に原本の現存しないのは、「門主行状一」や
「雑決」のすべて、「勤行法」五巻ほどなどである。

③ 『大正新修大蔵経』図像一一・一二の活字本

②を翻刻したとされる（『仏書解説大辞典』「門葉記」の項）けれど
も、たとえば、先に述べた②の目録では、「雑決」は三冊で構成されて
いるのに、この刊本では、一をふたつに分けて、四巻としているなど、
原本の体裁も考慮に入れているようである（註参照）。

④ 東京大学史料編纂所架蔵の謄写本

明治末年に、青蓮院に託して書写した写本。文化年間の増補分を含む

など、②をもとに書写したと推測される。なお、一〇一冊め以降は、③に収録されていない。②でふれた写本目録に「外シブ表紙二十八冊法義也」とあるものに相当するものであろうか。

○ 『門葉記』の原本が、いつ散逸したかを知る手掛りとして、③の『大正新修大藏経』図像一二 六八六頁に掲載される「白木唐櫃入記」がある。青蓮院の原本は、まとまりごとに帙に収められたうえで、唐櫃一合に入れられているようだが、この記は、唐櫃の蓋の裏に貼られている略目録で、「一、冥道供 七巻 一結」などと、帙の内容と巻数が記され、明治八年二月に作成されている。この記と青蓮院に現存する原本を対比すると、「雑決」を除いて巻数は一致し、明治初年以降に流失した原本は、「雑決」の四巻のみとわかる。

註 「雑決」は、「白木唐櫃入記」では四巻と記され、「門葉記目録」(『大正新修大藏経』図像一二 六八二頁)でも四巻からなり、一・二が寺領目録となっている。いっぽう、②の目録や、④では三冊で、一が寺領目録となっており、③は④の一(寺領目録)をふたつにわけて四巻としている。流出した『青蓮院寺領目録』は一卷で、内容は③の一・二、④の一に相当する。ただし、「寺領目録」の部分の写本にはいずれにも錯簡があり、利用にあたって注意が必要である。『華頂要略』五五上「御門領」に、正保の修理を行なった尊純法親王の書写本により、正しく引用されている(『天台宗全書』所収刊本三、二八九頁以下)。

四 本史料が『門葉記』の原本である理由

- 本史料の内容は、③の「雑決四」、④の「雑決三」と一致する。
- ③、④の対応する部分は、両方とも、冒頭、年を記した部分が欠損

になっている。これは、本史料と同一であり、③、④が、本史料から(あるいは、本史料を書写した本から)作成された可能性は、かなり高いであろう。

○ 本史料の筆跡は、『門葉記』原本の筆跡と類似する。もっとも、外題にあるように大乘院宮尊円親王の筆跡であるかどうかは、判断しがた

い。

○ 本史料の見返しにあるのと同様の、正保年間の修理記は、『門葉記』原本にも、「冥道供十」など九巻ほどにみられる。ただし厳密には、正保年間の尊純法親王による修理は、『門葉記』だけでなく、青蓮院所蔵の他の史料にも施されており、修理記は、本史料が青蓮院旧蔵であることを証するのみである。なお、写真帖でみると、正保年間に修理された卷子のうち、「冥道供十」などには、本史料の紐と同じものが用いられているのではないかと思われる。

「姉小路宮初度御院参記」「市河宮曼陀羅供御導師御参勤記」は、所領目録、系図とともに、「雑決」という部立に分類されている。本史料が原本ならば、その理由は、内容の異なる両者が、一巻の表裏にわたって書かれているためであるかもしれない。

本史料を『門葉記』原本と見做す場合、やや障害になるのは、外題である。まず、『門葉記』原本の外題には、通例「門葉記」と記されるが、本史料には記されていない。もっとも、「冥道供十三」など、「門葉記」と記さないものも若干はある。さらに、外題に「大乘院宮真跡」と記される例は、他になく、「青四」というような例もない。ただし、「冥道供十」の見返しに、正保二年の修理記とともに、「大乘院宮真筆」と記されている。「青四」は、青蓮院所蔵の雑決四という意味であろうか。

追記 本稿は、本所所員の黒川高明氏、厚谷和男氏、中藤靖之氏のご助言を得て作成した。